

グアム島
知事室
アガニヤ, グアム 96932
アメリカ合衆国

知事令 2020-25

グアム入島規制改訂と特定経済活動の安全な実施のための措置に関連して

2020年3月14日ルー・A・レオン・ゲレロ（メガハガ・グアハン）知事は、基本法及びグアムの法律により与えられた権限に従い、新型コロナウイルス（COVID-19）によってもたらされる潜在的な危険のため、公衆衛生上の緊急事態を宣言した。

グアム法は、公共の保健機関が公衆衛生上の非常事態や住民の健康に対する脅威に対応するための（緊急購入を含む）措置に関して、地方事業を行うための規定手順、またはグアム政府機関命令、規制を厳格に遵守することが妨害または遅延につながる範囲で、知事に一時停止する権利を認める。

特定の法的書類は公証人の対面サービスを必要とするが、そのようなやりとりはソーシャルディスタンスを促進し、新型コロナウイルスの拡散を緩和するために可能な限り回避する必要がある。

公証人の対面サービスを必要とする現在の法令、規則、規制の停止およびグアムの正式に認可された公証人によるリモートでのオンライン公証の承認は新型コロナウイルス拡散を緩和するのに役立つ。またこれらのサービスは我々の健康と安全を損なうことなくこの危機の期間継続される。

新型コロナウイルス支援・救済・経済安全保障法（CARES法）2102項により、パンデミック失業保険給付（Pandemic Unemployment Assistance/PUA）と連邦政府パンデミック失業補償（Federal Pandemic Unemployment Compensation/FPUC）が作成された。

2020年3月28日グアムはアメリカ合衆国労働省とPUAとFPCUプログラムへの加入契約を締結した。

2020年6月1日知事令2020-17によりグアム労働省に、パンデミック失業支援と保障制度を管理するためパンデミック失業支援審判局設立を命じた。

現在までにグアムは、新型コロナウイルスパンデミックによる労働機会減少の中、失業者支援と労働者とその家族の健康と安全の確保のため194万ドル以上の費用を計上した。

知事令2020-17においてまた、PUAおよびFPUC受給者が積極的に求職活動をするとは、グアムがPCOR 3に指定されるまで保留とすることを命じた。

知事令2020-24により2020年7月20日をもってグアムはPCOR 3への移行を宣言した。

知事令2020-24にて、PCOR 3に移行したものの、引き続き新型コロナウイルス拡散防止のためグアムの全ての民間企業は占有率50%以下または10人以下で運営されるよう命じた。

民間企業の運営に対する継続的な制限は、これらの企業が新型コロナウイルス以前の雇用範囲に戻ることに影響を及ぼし、その結果労働者の失業または雇用減少は継続するため、労働者とその家族を支援するため失業支援と保障プログラムを公衆衛生上の非常事態に継続することが必要である。

知事令2020-24により2020年7月20日より、知事令2020-03で初めて発令された公衆衛生上の非常事態の2020年8月29日までのさらなる30日間の延長を宣言した。

労働者とその家族の安全のため、PUAおよびFPUC受給者の積極的な求職活動を引き続き保留とすることが必要である。

世界的に新型コロナウイルスの症例数が増加するにつれ、我々は旅行者からの感染を確実に防ぐために必要な行動をとらなければならない。

よって私、ルー・A・レオン・ゲレロ（メガハガ・グアハン）知事は基本法及びグアムの法律により与えられた権限に従い、発令する。

1、リモートでの公証と証明の一時的許可

- a. 注釈付きグアム現地法第5章33項を含むがこれに限定されない、公証人の物理的な存在下で公証が行わなければならないというグアム法に基づくいかなる要求もここに一時停止とする。そのような公証は、グアムの承認された場所にいる公証人によってリアルタイムのビデオ通信技術またはビデオ会議等を手段として、当事者が視覚と音声で相互通信し、リモートで署名を公証する。

- b. グアム司法長官は、このセクションに基づき注釈付きグアム現地法第5章33項に記載された対面公証サービスの要件と一致する方法で、リモート公証を行う公証人の要件と基準を実施し維持するために必要なリモートオンライン公証のルールを作成する責任を負うものとする。
- c. 注釈付きグアム現地法第5章33項に記載された行政裁判法の規則作成手順は、限定的目的およびここに記載されるリモートオンライン公証の規則の適切な採用と実施のため一時中断とする。
- d. このセクションはグアム司法長官が本令に記載されたリモートオンライン公証の規則を採用した時点で有効となり、知事令2020-03にて宣言された、または今後発令される知事令や該当する法律によって修正された公衆衛生上の非常事態の期間中継続する。

2、求職活動の一時停止 失業保障プログラムレター13-20と16-20に従い、グアム労働省との協議により、PUAおよびFPUC受給者の積極的な求職活動は、グアムがPCOR 4に指定されるかまたは今後の知事令により変更されるまで引き続き一時停止とする。

3、グアムへの入島制限 グアム法注釈付き3333節条項3、3-10章ならびに注釈付き19604節、19605節条項6、10-19章により、全ての入島者が隔離検疫の対象となる。この隔離検疫はグアム保健局の該当する公衆衛生ガイダンスに従って管理される。これには到着前5日以内に実施された新型コロナウイルスPCR検査の陰性結果証明なしで到着した人の政府認定施設での隔離検疫が含まれる。

4、分離/可分性 もし、この知事令のいずれかの条目規定、人または状況への適用が無効であると判断された場合でも、その無効性は、その他の有効な知事令の条目規定または適用に何らの影響も及ぼさない。また、この知事令の規定は分離可能である。

5、先発知事令の有効性継続 これまで発令された全ての知事令は本知事令と矛盾する場合を除き、引き続き完全な効力を有する。

2020年7月20日、グアムのハガニャにて署名及び宣言した

ルーA レオンゲレロ
メガハガグアハン
グアム準州知事